

平成 22 年 3 月 29 日 制定  
平成 23 年 3 月 31 日 改正  
平成 27 年 3 月 31 日 改正

## 新潟市墓地等庁内連絡会議設置要綱

### (目的)

第 1 条 新潟市墓地, 埋葬等に関する条例(平成 12 年新潟市条例第 10 号), 新潟市墓地, 埋葬等に関する条例施行規則(平成 12 年新潟市規則第 54 号。以下「規則」という。)及び新潟市墓地, 埋葬等に関する条例施行要綱(平成 22 年新潟市告示第 164 号。以下「要綱」という。)の施行に関し, 関係機関が連携するため新潟市墓地等庁内連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

### (組織)

第 2 条 連絡会議に会長及び会員を置く。

- 2 会長は保健所環境衛生課長をもってこれに充て, 会員は別表に掲げるものをもって組織する。
- 3 会長は必要に応じて別表に掲げるもの以外のものを会員に指定することができる。
- 4 事務局は, 保健所環境衛生課内に置く。

### (協議事項)

第 3 条 連絡会議は次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 要綱第 4 条に規定する市内の需要に基づく適正な規模に関すること。
- (2) 規則第 2 条第 3 号に規定する市内の需要に基づく適正な規模に関すること。
- (3) 要綱第 6 条第 1 項の規定による事前協議及び要綱第 7 条の規定による変更協議に関すること。

### (連絡会議の開催)

第 4 条 会長は必要に応じて会員を招集し連絡会議を開催する。

- 2 会長は前条第 3 号に関し, 連絡会議を招集する必要がないと認める場合は, 文書による協議をもって連絡会議の開催に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

- (1) 環境部環境対策課長
- (2) 保健衛生部保健衛生総務課長
- (3) 農林水産部農業政策課長
- (4) 都市政策部都市計画課長
- (5) 建築部建築行政課長
- (6) 各区役所建設課長
- (7) 各農業委員会事務局長